別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

口 頭 意 見 陳 述 実 施 通 知 書

殿

年　　月　　日付け

からの　　に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第２項の規定に基づき，

からの申立てにより，下記のとおり，口頭意見陳述を実施することとしたので，通知します。

なお，申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合，行政不服審査法第41条第２項第２号の規定により，審理手続を終結させることがあります。

口頭意見陳述の実施期日等

期　　日　　年　　月　　日　　時　　分

場　　所

口頭意見陳述を行う者

難 民 審 査 参 与 員

（注）用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とする。